

奈良市第3次総合計画
後期基本計画
(案)

< 総 論 >

奈良市

目 次

序章	はじめに	1
1.	総合計画策定の経緯	1
2.	総合計画の構成	2
第1章	基本計画策定にあたって	3
1.	基本計画策定の趣旨	3
2.	基本計画の概要	4
第2章	基本計画策定の背景	5
1.	自然条件	5
2.	まちづくりのあゆみ	7
3.	社会経済環境の動向	10
第3章	人口フレーム	19
1.	総人口	19
2.	年齢別人口	20
3.	交流人口（観光客数）	21
4.	世帯数	22
5.	就業者数	23
第4章	土地利用の方向	24
1.	土地利用の基本方針	24
2.	地域別土地利用	25
第5章	基本計画の遂行にあたって	29
1.	市民参加の推進	29
2.	効率的な行財政運営の推進	29
3.	関係機関との連携の推進	30

序章 はじめに

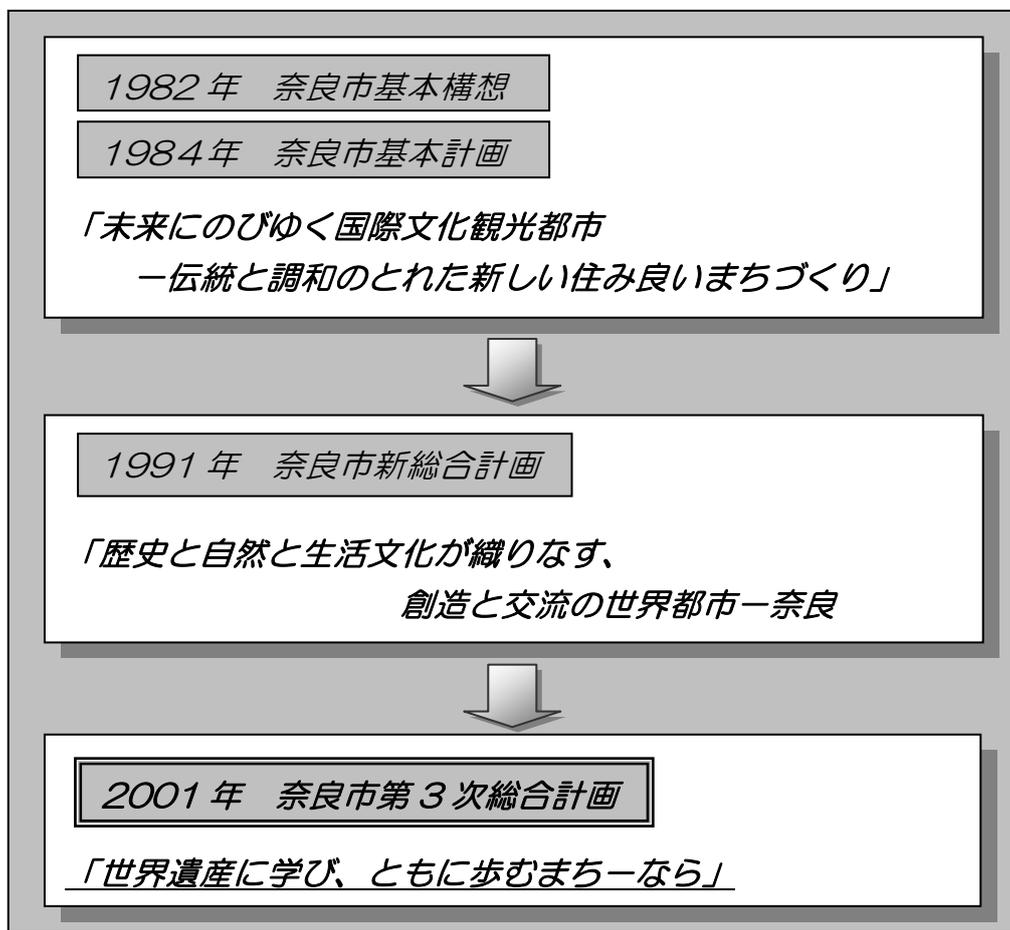
1. 総合計画策定の経緯

総合計画は、市政運営の根幹となるまちづくりの目標を明らかにし、これを達成するための基本方針を示すものである。

本市では、1982年（昭和57年）に基本構想を策定し、これを受けて1984年（昭和59年）に基本計画を策定した。

その後、1991年（平成3年）2月に2000年（平成12年）を目標年次とする「奈良市新総合計画」を策定した。

この「奈良市新総合計画」が目標年次を迎えるにあたり、近年の社会経済環境の変化に対応した新しいまちづくりの目標を示すため、2001年（平成13年）2月に2010年（平成22年）を目標年次とする「奈良市第3次総合計画」を策定し、本市がめざすべき都市の将来像を「世界遺産に学び、ともに歩むまちーなら」とした。



2. 総合計画の構成

「奈良市第3次総合計画」は、「基本構想」「基本計画」で構成する。

(1) 基本構想

基本構想は、本市がめざすべき都市の将来像と、これを実現するための市政運営の基本方針を示すものである。

(2) 基本計画

基本計画は、都市の将来像の実現に向けて、取り組むべき施策の内容を明らかにしたものである。

第1章 基本計画策定にあたって

1. 基本計画策定の趣旨

「奈良市第3次総合計画」では、前期基本計画を2005年度（平成17年度）までとしており、今回、基本構想の理念のもと、2010年度（平成22年度）までの後期基本計画として策定する。

基本計画は、基本構想において示した都市の将来像「世界遺産に学び、ともに歩むまち—なら」の実現に向けて、施策の基本方針と具体的内容を明らかにするために策定するものであり、市民とともにその実現をめざす。

今後、策定される各分野の個別計画は、この基本計画をふまえたものでなければならない。また、既存の分野別計画においても、この基本計画と整合性を図りながら推進していくことが求められる。

前期基本計画を策定した時点から現在までの間に、わが国では中核市や特例市への移行、市町村合併の推進などによる地方分権の流れが着実に進んでいる。市町村が自立、自活を求め、自ら考え、自ら行うまちづくりを实践するための条件も整備されてきた。

こうしたなか、多様化、高度化した市民ニーズに対応した安全で安心な夢のあるまちづくりの推進、また、子どもたちが奈良のまちに夢と誇りをもち、そして、市民すべてが愛着の持てる国際文化観光都市・奈良をつくりあげるための体制づくりが急務となっている。

そこで、2005年（平成17年）4月1日の旧月ヶ瀬村、旧都祁村との合併をふまえて、本市の持つ貴重な歴史と自然を活かしつつ、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方にもとづき、市民に愛し愛される奈良のまちづくりを推進する。

このような背景のもと、基本構想に示された基本理念と都市の将来像の実現に向けて後期基本計画を策定し、市民とともにこの計画の実現を図る。

*ユニバーサルデザイン

すべての人にとって、できるかぎり利用可能であるように、製品、建物、環境をデザインすることであり、デザイン変更や特別仕様のデザインが必要なものであってはならない。

2. 基本計画の概要

(1) 基本計画の性格

基本計画は、基本構想に基づき、人口構造、土地利用などの基本的な枠組みを定めるとともに、本市の都市の将来像「世界遺産に学び、ともに歩むまちーなら」を実現することを目的として基本的な施策、事業を具体的かつ体系的に定めるものである。

この計画は、本市が主体となって行う事業を対象とするが、本市への影響や関係の深い事業については、国・県等が実施する事業も対象とするため、市民や関係機関に理解と協力を求める。

この計画に沿った総合的で計画的な行政運営を行うことにより、快適な市民生活を享受できる都市が形成される。

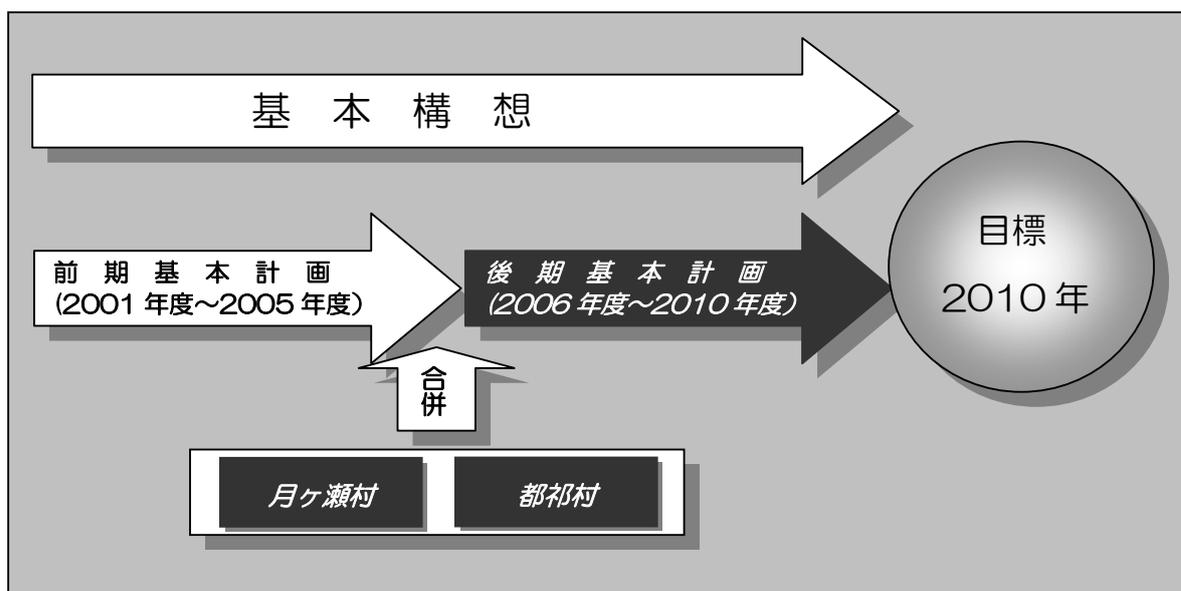
(2) 基本計画の期間

後期基本計画の期間は、2006年度（平成18年度）から2010年度（平成22年度）までの5年間とする。

(3) 基本計画の構成

基本計画は、「総論」「各論」の2編で構成する。

総合計画の期間



第2章 基本計画策定の背景

1. 自然条件

(1)位置

本市は、奈良県の北部に位置し、北は京都府、東は山添村、宇陀市、三重県伊賀市、南は桜井市、天理市、大和郡山市、西は生駒市と接している。

面積は、276.84 k m²で、奈良県の総面積のほぼ7.5%を占め、東西33.51 k m、南北22.22 k mで東西に長い形をしており、周囲は162.25 k mに達している。

(2)自然

本市は、大和青垣国定公園、室生赤目青山国定公園、矢田自然公園、月ヶ瀬神野山自然公園など美しい自然に恵まれている。特に、名勝に指定されている月ヶ瀬梅林や奈良公園、特別天然記念物に指定され世界遺産でもある春日山原始林、天然記念物に指定されている吐山スズラン群落をはじめとする緑の環境にも恵まれている。

北部地域は、いわゆる奈良山丘陵で、京都府南端の丘陵地に接している。

東部、月ヶ瀬及び都祁地域は、標高200mから600mの起伏のある高原地域で、名張川や布目川、白砂川などが山あいを北に流れ、木津川と合流している。

中央部及び南部地域は、奈良盆地の北部に位置する平坦部で、佐保川、秋篠川が盆地の南部に向かって流下し、大和川に合流している。

西部地域は、西ノ京丘陵と矢田丘陵の一部が延びていて、富雄川が南流し、大和川に合流している。

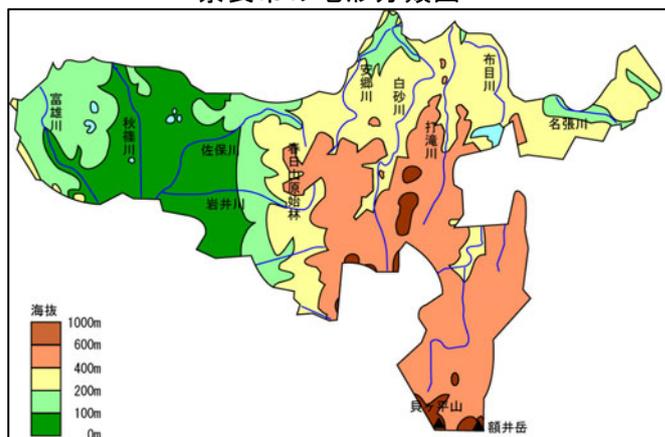
奈良市の位置

方位	地名	経度・緯度	距離
東端	月ヶ瀬石打	東経 136° 04'	東西
西端	二名六丁目	東経 135° 43'	33.51km
南端	都祁吐山町	北緯 34° 33'	南北
北端	広岡町	北緯 34° 45'	22.22km

海拔 最高：貝ヶ平山=822.0m、最低：池田町=56.4m



奈良市の地形分類図

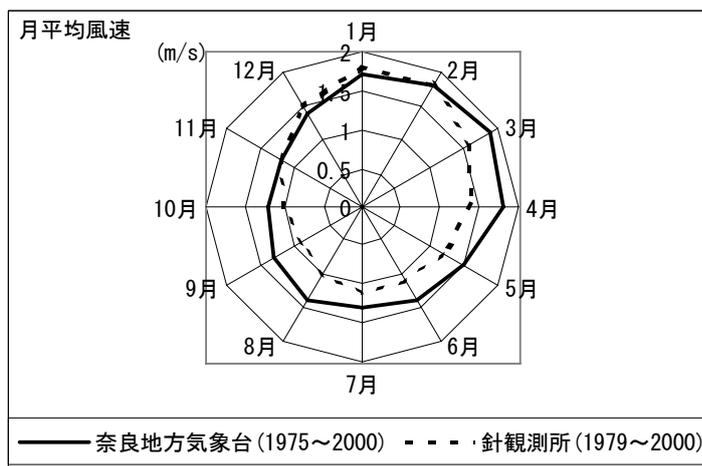
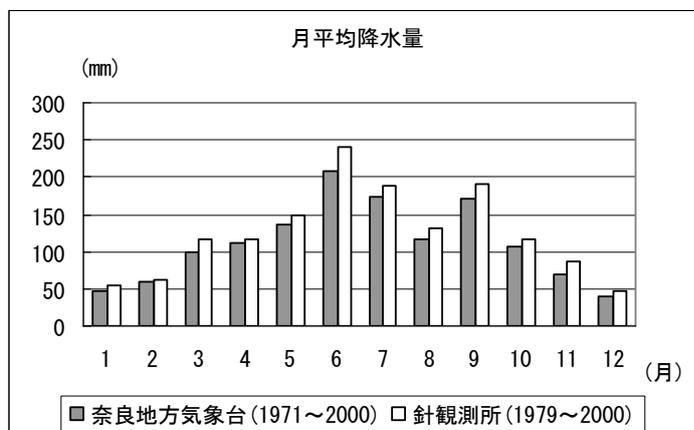
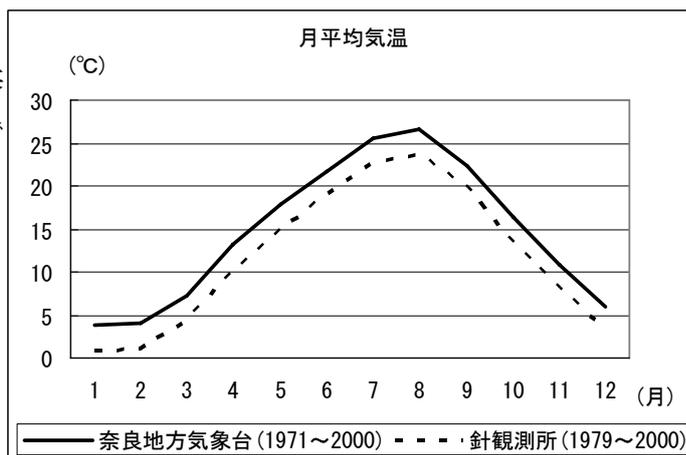


気象条件は、地形的に見ても盆地がもつ内陸性の気候を現し、年間を通して寒暖の差が大きいが、総じて温和な気候である。

2004年（平成16年）の年平均気温は、奈良地方気象台（半田開町）で15.7℃、針観測所（針町）で13.1℃であった。奈良地方気象台と針観測所のデータを比較すれば、針観測所の方が、年間を通して2、3℃低くなっている。

2004年（平成16年）の年間降水量は、奈良地方気象台（半田開町）で1,511mm、針観測所（針町）で1,742mmであった。月平均降水量は、梅雨期の6月、7月と9月が多くなっている。奈良地方気象台と針観測所のデータを比較すれば、針観測所の方が年間を通して降水量が多くなっている。

2004年（平成16年）の年平均風速は、奈良地方気象台（半田開町）で1.5m/s、針観測所（針町）で1.3m/sであった。1月から4月にかけての期間が最も強く、その他の季節は比較的穏やかである。奈良地方気象台と針観測所のデータを比較すれば、春から秋にかけて奈良気象台の方が強く吹いている。



2. まちづくりのあゆみ

奈良は、710年に「平城京」として都が開かれ、シルクロードの東の終着駅として、天平文化の華を咲かせ、古代日本の首都であった70余年の間、政治経済の中心地として栄えた。最盛期には、10万人の人口を数えたと言われる。

784年に長岡（京都）に都が移った後も、平城京をかざった諸大寺はそのまま残され、南都と呼ばれるようになり、社寺の都として生まれかわった。

11世紀から12世紀頃には、東大寺、興福寺、春日社（現春日大社）、元興寺などの社寺が勢力を持ち、寺や神社の仕事にたずさわる人や、農民などが住む「まち」が境内地の外にでき、「郷」と呼ばれた。12世紀後半の戦火で、多くの社寺と諸郷が甚大な損壊をうけたが、復興事業が活発に進められ、郷は以前にもまして充実し、13世紀には、郷の組織も整うようになり、今日の奈良のもとがほぼ形づくられた。

15世紀後半には、応仁の乱を避けて、京都の貴族や商人が奈良に疎開してきたこともあり、京都との関係はいつそう親密になった。また、自治都市「堺」との交流も深まり、商業や手工業が繁栄した。16世紀初めには、東大寺、興福寺といった支配をこえて、郷と郷との横の連合が進み、1567年の戦乱で東大寺大仏殿は再び焼失したが、むしろ郷民のまちづくりは発展し、1595年の文禄検地によって、近世の奈良町が成立した。

17世紀の中頃から、奈良晒、酒造、製墨などの産業がめざましい発展をとげ、

産業都市として繁栄をみせた。1692年には大仏が修造され開眼供養が行われ、1709年には大仏殿が再建された。この頃から奈良見物に訪れる人が多くなり、奈良はしだいに観光の町としての性格をもつようになった。

明治維新には、廃仏毀釈によって多くの寺院が衰退し、また、廃藩置県のものち、奈良県は一時期、堺県や大阪府に合併されたが、1887年には奈良県庁が奈良町に復帰し、1898年2月1日に人口29,986人、面積23.44k㎡の規模で奈良市制が施行された。この時期から都市基盤の整備も進み、鉄道については、1890年奈良・王寺間がまず開通し、大阪（現JR関西線）へは、1892年に通じた。1914年には、奈良・大阪間（現近鉄奈良線）が開通した。これら以外にも鉄道網の整備が進み、周辺都市との間で交通条件も整い、観光客も増えていった。また、市制施行当時には、県庁、博物館、裁判所、奈良県師範学校などがあったが、本市の誘致により奈良女子高等師範学校（現奈良女子大学）が1909年に開校するなど、県の中心地としての機能を整えていった。

第2次世界大戦で奈良は、京都、鎌倉とともに大きな戦禍をまぬがれ、貴重な自然や文化財が保存された。このようななかで、1950年には「奈良国際文化観光都市建設法」が住民投票の結果を受けて成立し、国際文化観光都市として整備を進めていくことになった。

また、この頃から、近鉄学園前駅周辺において宅地開発が進められ、高度成長

期に入ってからは、西北部丘陵一帯にも宅地開発が広がり、近畿圏から多くの人々を迎え、住宅都市としての機能を併せもつことになった。

1988年に策定された「関西文化学術研究都市の建設に関する計画」においては、「平城宮跡地区」と本市を含む「平城・相楽地区」が文化学術研究地区に指定された。

その後、市制100周年を迎えた1998年12月には「古都奈良の文化財」として東大寺、興福寺、春日大社、春日山原始林、元興寺、薬師寺、唐招提寺、平城宮跡の八資産群がユネスコの世界遺産リストに登録された。

2002年4月には、全国で29番目の中核市に移行し、保健福祉や都市計画などのさまざまな分野で多くの権限が委譲されたほか、市保健所を新たに開所した。

また、地域に密着した質の高い地域医療サービスの提供をめざして、2004年12月に国立病院機構奈良病院の移譲を受け、新たに市立奈良病院として開院した。

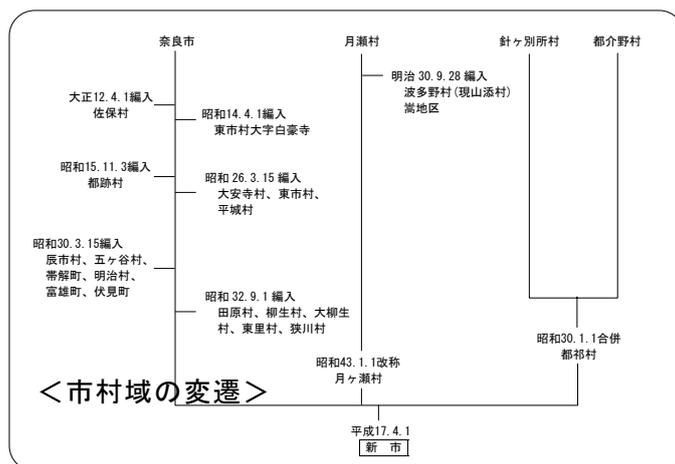
2005年4月に合併した旧月ヶ瀬村は、15世紀ごろ染物の媒染剤である烏梅の製造が伝わったことで梅の栽培が盛んになったとされており、梅とともに発展

し豊かな自然とともに今日まで守り継がれてきた。江戸時代後期から明治にかけて、頼山陽をはじめとする多くの文人墨客の来遊により、月ヶ瀬の名が広く世に知られるようになり、1922年には、名勝「月瀬梅林」の指定を受けたこともあって、多くの人々が訪れるようになった。

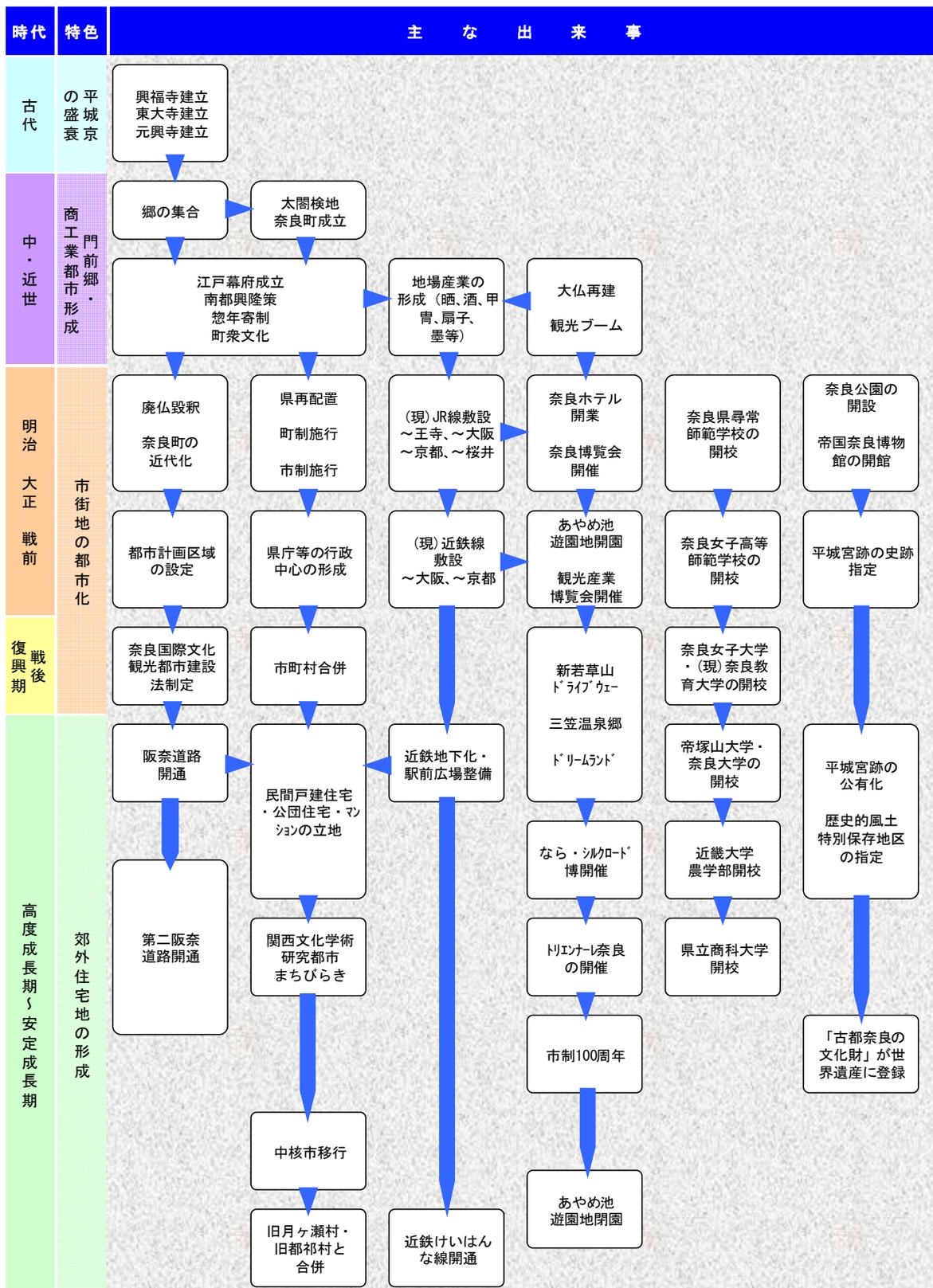
一方、旧都祁村のまちづくりは、縄文時代に住み着いた人々が独自の文化を育み、古代国家「鬮鷄(つげ)の国」を築き上げたことから始まる。また、都祁の地は、伊勢や伊賀などに通じる交通の要衝として栄え、伊勢街道を中心に様々な文化が伝えられた。さらに、1965年には国道25号(名阪国道)が開通したことで、交通の便が飛躍的に向上し、工業団地や住宅の開発が進むことになった。

このように異なるまちづくりを進めてきた旧奈良市、旧月ヶ瀬村、旧都祁村が2005年4月に合併し新生「奈良市」が誕生した。今後は、それぞれがもつ地域資源や機能を相互に補完しあいながら、魅力あるまちづくりを進めていく。

2006年3月には、近鉄けいはんな線が開通し、西北部地域と大阪・東大阪沿線エリアがより身近になり、人・物・情報・文化・産業の交流が今後一層活発になるものと期待されている。



<奈良市のあゆみ>



3. 社会経済環境の動向

(1) 地方分権の進展と地方制度改革の動向

近年、わが国では、急速な高齢化や価値観の多様化、経済社会の成熟化、さらには国際情勢の激変など内外の状況が大きく変化した。

このような状況の中で、2000年（平成12年）4月には「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（地方分権一括法）」が施行され、国から地方への事務権限の委譲によって、住民に最も身近な基礎自治体としての市町村の重要性はますます高まっている。

政府では、人口などの一定の要件を備えた市を中核市や特例市として認定する制度や地方分権に対応できる地方自治体の規模拡大と行財政基盤の強化を目的に、市町村合併を推進するとともに、地方自治体の自立性を高め、国、地方を通じた財政の効率化を図ることを狙いに、「三位一体改革」を推進している。

また、地方自治体では、財政状況の悪

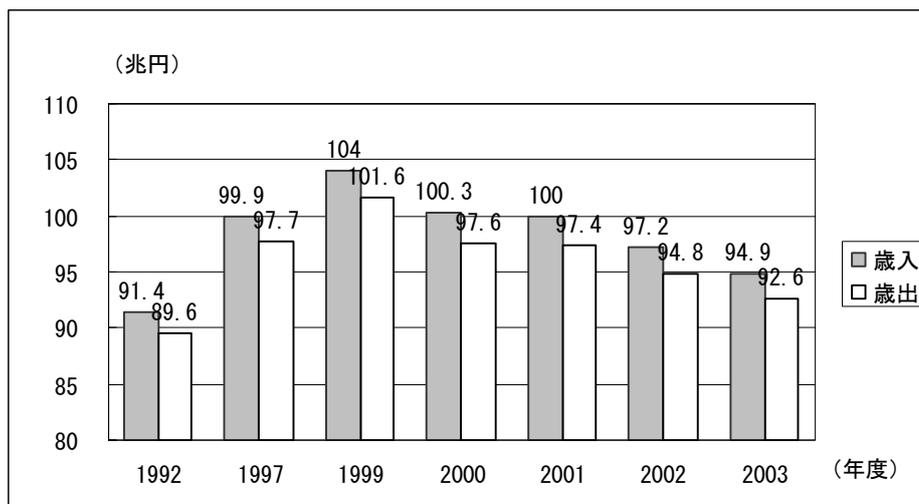
化や新たな行政課題への対応の必要性等から行財政改革に取り組んでおり、地方分権時代に対応できる組織機構や事務事業の見直しと改善、効率的な行政体制の整備、職員数の適正管理等を進めている。

本市においても、行財政改革を推進しており、2004年度（平成16年度）に2013年度（平成25年度）までの期間を対象とする「奈良市行財政改革大綱」を策定した。

今後も、市税の減収が深刻化し、地方交付税などの財源確保も厳しい財政状況にあり、歳出全般にわたる徹底した見直しを行う。

また、自らの発想で自助努力を重ね、定型化しがちな業務の見直しと改善を図り、組織や制度を改革し、行政運営の効率化、財政基盤の強化にさらなる取り組みを行う。

地方財政普通会計の決算規模の推移（全国）



資料：総務省「地方財政白書」（平成17年版）

(2) 少子・高齢化の進行と人口減少社会の到来

わが国の総人口は2006年(平成18年)にピークに達した後、長期的な人口減少期に入ると予測されている。同時に、出生率の低下により、年少人口が減少する一方で高齢者が増え、急激に少子・高齢化が進み、2015年(平成27年)頃には、国民の4人に1人が65歳以上という超高齢社会を迎える。

こうした人口構造の変化により、若年労働力人口が減少し、社会全体の活力が低下するとともに、医療、福祉にかかる費用の増加が見込まれ、高齢社会に対応した社会システムの整備が求められている。生き生きと元気に過ごす高齢者も増加しており、高齢者の就業や社会参加、健康や生きがいづくりのニーズがますます高まっている。

特に、社会保障費抑制の観点から、健康づくりへの取り組みが求められ、2000年(平成12年)に、21世紀における健康づくり運動「健康日本21」がスタートし、2002年(平成14年)7月には「健康増進法」が成立し、国や地方自治体において「健康増進計画」の策定が行われている。

また介護保険事業制度においても、介護予防重視型の制度改正が進められており、高齢者を地域で支え合うとともに自

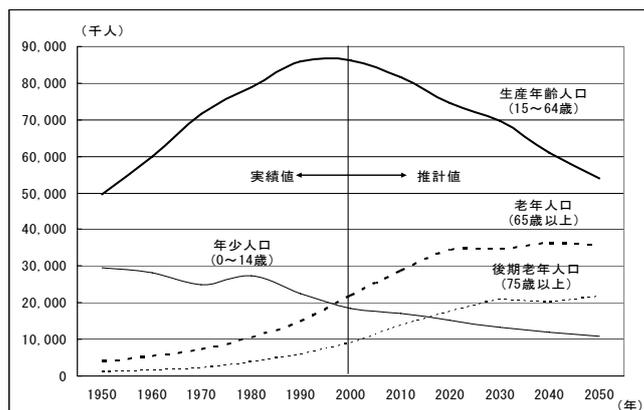
立を支援し、高齢者が他の世代とともに、社会を支える一員となるような社会づくりが求められている。

さらに、少子化対策強化の観点から、2003年(平成15年)には「次世代育成支援対策推進法」、「少子化社会対策基本法」などが成立し、子育て支援に向けた行動計画が各地方自治体において策定され、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりや、様々な子育て支援サービスの充実が図られてきている。今後、一人ひとりの子どもが健やかに成長できる環境づくりを進めるためには、家庭や学校だけでなく、地域社会全体での取り組みが求められる。

本市においても、少子・高齢化が進行しており、2007年(平成19年)以降に60歳を迎える「団塊の世代」に経験と技能、知識を地域社会に還元してもらうことにより、進行する核家族化により希薄になりがちな、近隣社会のコミュニティを再生し、同時に、若年層と高齢者との世代間交流を図る施策を進めていく。

また、少子化対策については、「奈良市次世代育成支援行動計画」に基づき、安心して子どもを産み育てられる環境整備を行うとともに、地域住民との協働による多様な子育て支援を推進する。

年齢3区分別人口の推移(中位推計、全国)



資料：国立社会保障・人口問題研究所
「日本の将来推計人口」
(平成14年1月推計)

(3) インターネットの普及と高度情報化社会の到来

携帯電話やパソコン等の情報通信機器が普及したことにより、日常生活におけるインターネットの利用が急速に拡大し、2003年（平成15年）には人口普及率が60%を超えた。また、2001年（平成13年）1月の「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）」の施行を受けて策定された「e-Japan戦略」では、2005年（平成17年）までに世界最先端のIT国家となることを目標に掲げ、公共部門においても、地域公共ネットワークの整備や学校のIT環境の整備など、様々な基盤整備が進められている。

2003年（平成15年）7月には、24時間365日のオンライン申請などの施策を盛り込んだ「電子政府構築計画」も策定され、8月には電子政府を実現するための基盤としての、住民基本台帳ネットワークが本格稼働している。

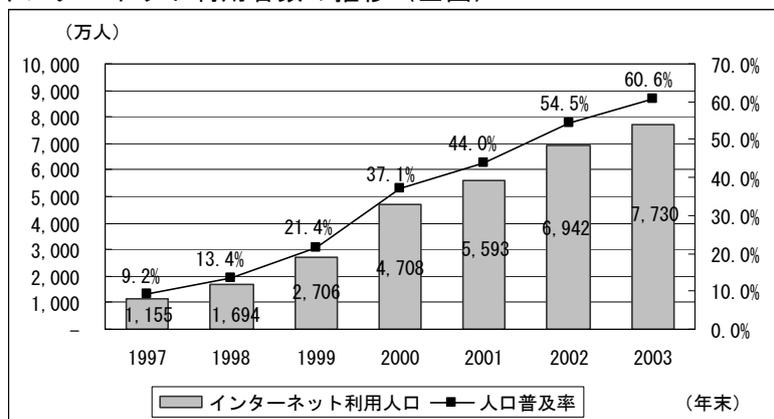
今後も、市民に対する日常の情報提供をはじめ、在宅での医療、福祉、通信を利用した学習活動の支援、災害などの非常時の情報提供など、様々なサービスの提供が見込まれている。

このように、情報化の進展は産業経済や地域社会に新たな可能性をもたらすが、その一方で、情報通信基盤の整備水準のほか情報通信機器を利用する方法と技術の程度が、新たな格差を生むことも懸念されている。また、コンピュータウイルスや不正アクセス、詐欺などのハイテク犯罪の脅威も急速に増加しているとともに、最近では、顧客情報の大量流出が問題となるなど、高度情報化社会におけるセキュリティの確保や個人情報の保護が重要な課題となっている。

情報化のメリットをだれもが安心して享受できるよう、基盤整備やルールづくりを進めることが求められている。

本市においても、市民生活や経済活動においてインターネットは急速に普及しており、情報技術革新のスピードに乗り遅れることなく、様々な情報サービス基盤の整備を促進する。また、一方で、情報管理、個人情報保護などの安全・管理体制面を行政自らが率先して、社会に周知していく。

インターネット利用者数の推移（全国）



- ※1 インターネット利用人口は、パソコン、携帯電話・PHS・携帯情報端末、ゲーム機・TV機器等のうち、1つ以上の機器を利用している6歳以上の者が対象。
- ※2 2003年末の人口普及率は、通信利用動向調査で推計したインターネット利用人口を、全人口中位推計値(国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」)で除したものの。
- ※3 1997～2000年末までの数値は「通信白書(現情報通信白書)」より抜粋。2001～2003年末の数値は、通信情報動向調査の推計値。
- ※4 推計においては、高齢者及び小中学生の利用増を踏まえ、対象年齢を年々拡げており、2000年末以前の推計結果については厳密に比較できない(1999年末までは15～69歳、2000年末は15～79歳、2001年末から6歳以上)。

資料：総務省「情報通信白書」(平成16年版)

(4)循環型社会の実現に向けた取り組みの進展

社会経済活動の発展と、世界人口の増大に伴って、エネルギー、食料、資源への需要が高まるなかで、地球温暖化、熱帯雨林の減少、酸性雨の発生、オゾン層の破壊など、地球レベルでの環境問題が深刻化している。

このため、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の企業行動やライフスタイルなど、わが国の経済社会のあり方を見直すことが求められている。さらに、資源、エネルギーの有効利用や環境保全の観点から、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な、循環型社会をつくることが求められている。

このような背景のもと、廃棄物、リサイクル関連の法制度の整備が進み、循環型社会の構築に向けた取り組みは、本格的な実施段階に入っており、2003年（平成15年）3月には、「循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定され、資源生産性、循環利用率、最終処分量について数値目標を掲げた取り組みが行われている。

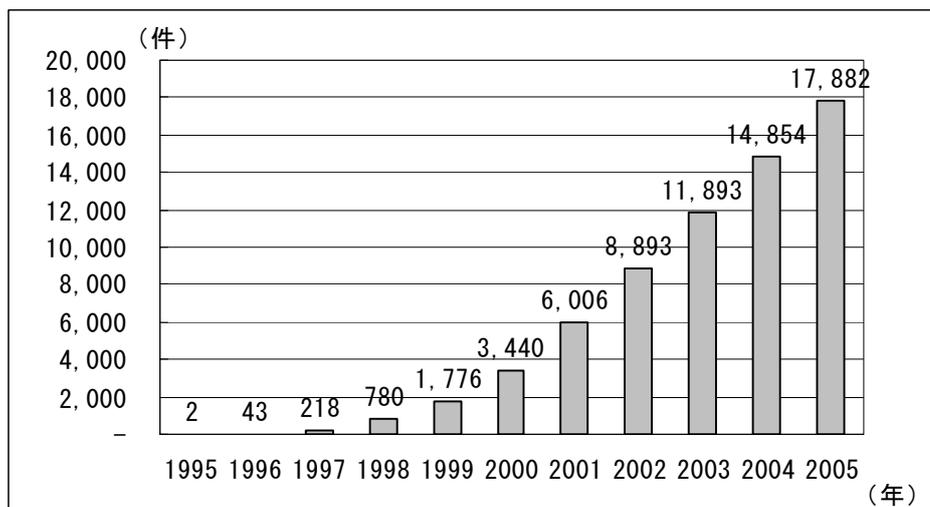
また、企業の環境意識の高まりを背景に、ISO14001の認証取得件数が急増しているとともに、環境問題への取り組みの状況を公開している企業も着実に増加するなど、環境への配慮が企業活動において不可欠な要素となっている。

一方、住民においても、地球環境問題や身近な環境問題に対する意識が高まり、環境保全活動に取り組むNPO法人数が急増しているなど、環境への取り組みの参加が活発となっている。

住民、事業者、行政などあらゆる主体がそれぞれに責任を持ち、連携しながら、自然との共生をめざして、環境問題に対応していくことが求められている。

本市においても、世界遺産をはじめとする数多くの歴史的文化遺産を、恵まれた自然環境と一体となって保全、継承していく必要がある。このような観点から、産業活動や日常生活において市民一人ひとりが環境保全に配慮した取り組みを行う施策を推進する。

ISO14001 審査登録件数の推移（全国）



資料：(財)日本規格協会

(5) NPOの増加と市民参加型社会への流れ

2000年（平成12年）以降、NPOは急速に増加し、2005年（平成17年）には全国で約2万2千団体が認証を受けて様々な活動を行っている。活動の種類をみると、保健・医療・福祉の増進を図る活動や、社会教育の推進を図る活動が多く、2005年（平成17年）6月30日現在でそれぞれ1万団体を超過しており、今後も増加していくと考えられる。

また、まちづくりや行政運営における市民の参画意識の高まりを背景に、パブリック・コメント制度の導入や、自治基本条例の制定などが行われている。

パブリック・コメント制度は、1999年（平成11年）に「規制の設定又は改廃に係わる意見提出手続」が閣議決定され、行政機関が政策の立案等を行おうとする際に、その案を公表し、広く意見を求め、提出された意見などを考慮して最終的な意思決定を行うものである。

地方自治体においても、こうしたパブリック・コメント制度を導入する団体が増加しており、各種の計画策定時にもホームページ等で計画案を公開し、意見の

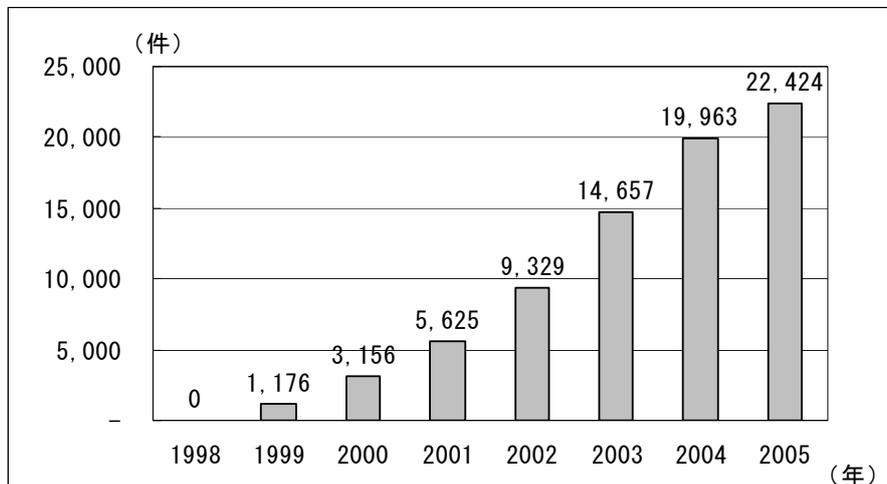
募集が行われている。

自治基本条例は、まちづくりに対する市民の参画意識の高まりを背景に、市民の権利や責務を明確にし、行政との情報の共有化と意思決定過程への参画を保障するものであり、この条例を策定する動きが地方自治体に広がっている。

今後、行政においては、限られた予算で市民満足度の高いサービスを提供することが求められており、そのためには、様々な場面で市民参画の機会をつくり、行政と市民が協働した取り組み、市民参加型社会を実現することが重要となっている。

本市においても、厳しい財政状況が続く中、増加しつつあるNPOやボランティアと協働し、福祉、環境、歴史文化、まちづくりなど各種分野で幅広く連携して、市民ニーズに応じていくことが重要であり、市民相互の信頼、行政と市民の信頼を構築し、市民が積極的にまちづくりに参画できる仕組みづくりや取り組みを行う。

NPO認証数の推移（全国）



※各年12月末の件数。ただし、2005年は6月末の件数
資料：内閣府国民生活局

(6) グローバル化の進展

航空ネットワークの拡大や、インターネットをはじめとする情報通信の発達により、国境を越えた人・物・情報の交流は急速に拡大している。

ビジネスの分野では、従来からの日本企業の海外進出に加え、外資系企業の日本市場への進出や、世界規模での企業の提携、再編が繰り返されている。

特に近年では、中国などの東アジアの経済が大きく成長し、日本経済のアジアとのつながりは年々強まっている。日本企業の海外現地法人数は、1990年（平成2年）以降、北米、ヨーロッパが緩やかな増加に留まっているのに対し、1990年代中頃からアジア地域、中でも中国に立地する現地法人数が急速に増加している。こうした現地法人の増加等を背景に、日本の貿易（輸出入計）における中国の比率が徐々に高まっており、2003年（平成15年）では、アメリカと肩をならべる規模に達している。

また、観光交流の分野では、海外から日本を訪れる旅行者が、海外を訪れる日本人に比べて圧倒的に少ない状況を改善するため、2010年（平成22年）までに、外国人旅行者を1千万人にするという目標を掲げ、官民挙げての戦略的訪日促進

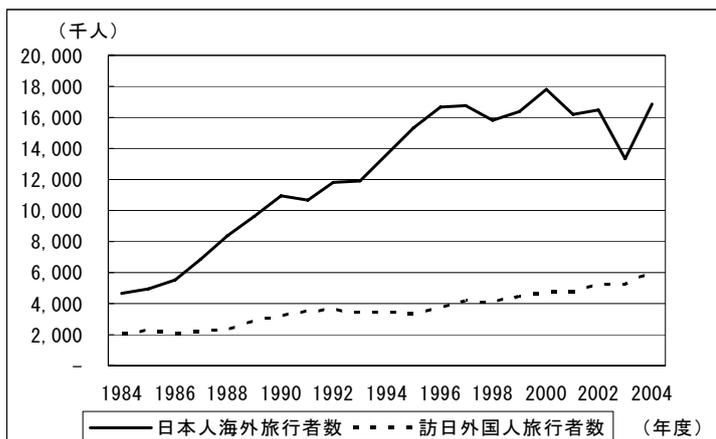
事業「ビジット・ジャパン・キャンペーン」が展開されており、2003年（平成15年）7月には、観光立国に向けた具体的な取り組みを示した「観光立国行動計画」も策定されている。

市民生活においても、海外渡航者や在日外国人の増加に加え、インターネットなどの普及によって、海外の文化やビジネスに接する機会が増えている。こうした海外とのつながりが強まるにつれ、地域社会においても、世界的な視野で物事を考え、行動する市民の増加が見込まれる。

このようななかで、経済社会における世界的なルールへの迅速な対応は当然のことながら、技術開発や環境問題への対応など、様々な分野での新たな基準づくりを先導するとともに、国際交流における積極的な役割を果たすことが求められている。

本市においても、世界遺産を有する国際文化観光都市として、多数の外国人が来訪している。今後も、わが国を代表する歴史文化を積極的にアピールし、「奈良ブランド」を世界に向けて発信していく。

海外旅行客数の推移（全国）



資料：観光白書
（平成16、17年版）

(7) 景気回復の兆しと雇用環境の変化

バブル経済の崩壊後、日本経済は長期にわたり景気低迷を続けていたが、2002年(平成14年)初頃から回復局面に変化してきている。2001年度(平成13年度)のマイナス成長から、2002年度(平成14年度)は実質GDP成長率0.8%に留まったが、2003年度(平成15年度)2.0%、2004年度(平成16年度)1.9%と回復し、2005年度(平成17年度)も堅調に推移しており、景気回復局面が4年目を迎えている。

特に、民間消費や企業投資が増加し、個人消費も堅調な動きを示すほか、米国、中国などへの輸出増加や企業の設備投資が増加している。

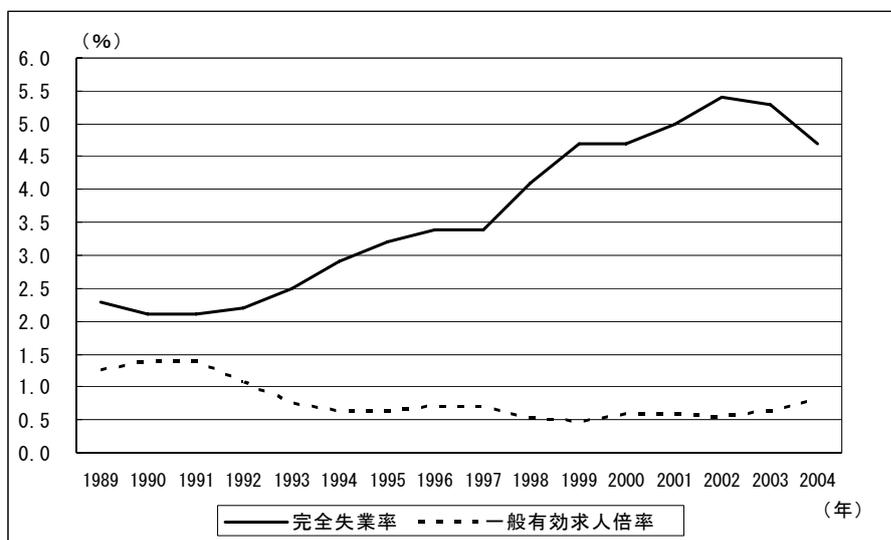
また、完全失業率が2002年(平成14年)以降低下し、2004年(平成16年)には5.0%を下回る4.7%となり、一般有効求人倍率についても、2002年(平成14年)以降は上昇し、失業率が着実に低下している。こうした指標からも、景気の低迷から回復への兆しが見られる。

一方、近年では、15歳から24歳の若年完全失業率は10%を超えており、若年者の就職難などを背景に、定職を持たない「フリーター」や、就業も就学もせず職業訓練も受けない「ニート」が増加しており、2001年(平成13年)では「フリーター」の数は全国で417万人に達している。また、「団塊の世代」が2007年(平成19年)以降に60歳を迎えるなど、雇用構造の変化についても考慮する必要がある。

景気動向と雇用環境は、税収面で地方財政に直接的な影響を与えるものであり、地域における雇用環境の改善に向けた取り組みが求められている。

中小企業の立地が多く、ローカル経済色の強い本市においては、景気回復局面にあるとの認識にはいまだ至っていないが、今後の明るい展望を求めて、観光・商工関連産業などの振興を図るとともに、都祁地域での工業団地開発などによる新たな産業を育成し、雇用の確保に取り組んでいく。

失業率、有効求人倍率の推移(全国)



資料：日本統計年鑑(平成17年)

(8)災害に強い安全・安心なまちづくり と安全確保への重要性の高まり

1995年（平成7年）の阪神・淡路大震災以来、災害の教訓に学び、国、地方公共団体、民間及び国民一人ひとりにいたるまで、いつでも起こりうる大災害への「備え」の重要性が認識されるようになってきている。

特に、東南海・南海地震に対しては、国の中央防災会議において、2005年（平成17年）3月に地震防災戦略を定め、行政、地域コミュニティ、住民等の社会全体で共有する減災目標、具体目標を掲げて取り組んでいる。

近年、台風等の風水害による甚大な被害も起きており、高齢者等の避難誘導をはじめ、地域での自主防災活動の取り組みや、防災ボランティア活動への積極的な参加が求められている。

今後、地域が主体となって自助、共助と公助*の連携を図っていくとともに、行政としても、的確な災害対策の実施に努めなければならない。

また、近年では、学校にいる間や登下校時に児童・生徒が被害者となる事件も

発生しており、教育の場における不安の増大や安全確保が問題となっている。

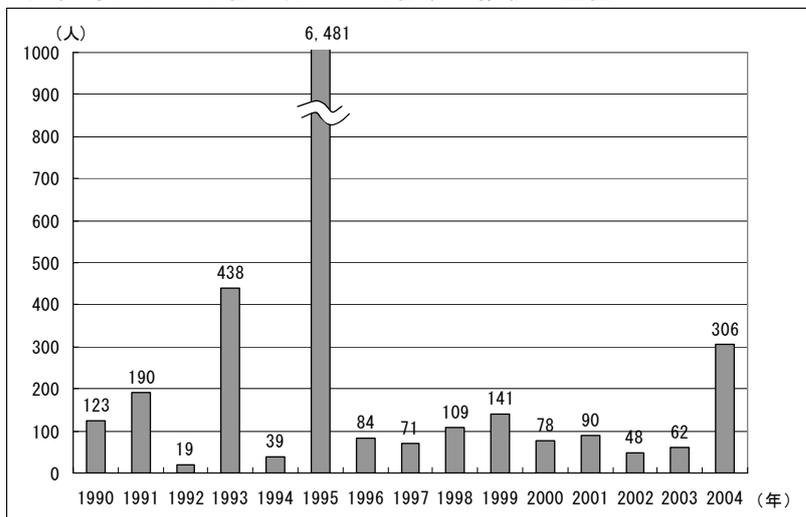
今後は、学校における安全確保や地域における治安の維持が課題となっており、地域コミュニティと連携した防犯体制の整備や、事件発生後の適切かつ迅速な対応を図ることが求められている。

食の安全面でも、BSE（牛海綿状脳症）や鳥インフルエンザの発生が大きな問題となり、食の安全に対する対策が課題となっている。

本市においても、台風等の風水害対策や地震対策は急務であり、山林の土砂災害を防止し、市民が安全に安心して暮らし、また、古都の文化財を災害から守るために、市民一人ひとりの防災意識を高め、地域で連携して災害に強いまちづくりに取り組んでいく。

また、子どもの安全、防犯に対しても、地域全体のコミュニティ意識を高めるとともに、家庭、学校、行政、関連機関を含め、地域が一体となった防犯活動を実施することにより、地域全体で安全なまちづくりに取り組んでいく。

災害等による死者・行方不明者数の推移（全国）



※「自助」とは、自分の命は自分で守ること。「共助」とは、地域の人たちで助け合って地域の安全を守ること。「公助」とは、行政が市民や地域の人々の活動を支援することをいう。

注) 1995年の死者のうち、阪神・淡路大震災の死者については、いわゆる関連死 912 人を含む。

資料
「防災に関してとった措置の概況 平成17年度の防災に関する計画」(内閣府)

(9) 広域計画の動向

総合計画の推進にあたっては、国、県等とも相互に調整を図り、広域的な視点から計画の実現に努めなければならない。

国レベルの計画としては、1998年に、2010年から2015年を目標年次とした、第5次全国総合開発計画「21世紀の国土のランドデザイン」(国土庁)が策定されている。

また、本市を対象範囲に含む計画として、これまでに「奈良地区近郊整備区域建設計画」(奈良県)(2001年策定・目標年次2005年)、「大阪湾臨海地域及び関連整備地域の整備等に関する基本方針」(環境庁、国土庁、通商産業省、建設省、自治省、運輸省、郵政省)(1993年策定)、「奈良県関連整備地域整備計画」(1996年策定)などが策定されている。これらの計画は、策定年次や目標年次から、現在、改定時期を迎えている。

そのようななかで、近畿圏における広域計画として、2000年3月に2015年を目標年次とする「第5次近畿圏基本整備計画」(国土庁)が策定され、「内外から人々が集う交流・情報発信圏域の形成」、「文化・学術の中核圏域の形成」、「歴史文化や自然と調和した安全で快適な生活空間の形成」などの将来像が提示された。

本市については、「関西内陸環状軸」に位置づけられ、豊かな自然、伝統産業の技術の蓄積や豊富な歴史的文化遺産と、関西文化学術研究都市を有する地域として、文化・学術研究機能の強化と産業の活性化、それらとバランスのとれた良好な居住環境の実現、歴史文化資源の活用を図ることが求められている。

なお、奈良県においては、2035年を目標年次とする奈良県新長期ビジョン「新やまと(大和)21世紀ビジョン」が策定されている。このビジョンは、奈良の三つの個性「歴史の“奈良”」、「住まいの“奈良”」、「共生の“奈良”」を住民、企業、行政などが一体となって様々な分野で活かしていくものである。このことによって、「住む人々には安心でこころ豊かな暮らし」と「訪れる人々には感動と満足るとき」を実現し、「世界に光る奈良県づくり」をめざすとしている。そして、この奈良の未来像を実現するために、「五つの将来ビジョン」と「地域経営」が示されている。

今後は、これらの広域計画における本市の位置づけをふまえ、計画推進における関係機関や周辺地域との連携を進めていくことが必要である。

第3章 人口フレーム

1. 総人口

本市の総人口は、1898年（明治31年）の市制施行当時約3万人であった。その後、周辺町村との合併が進み、1955年（昭和30年）には10万人を突破した。

1950年代からのわが国の高度経済成長により、大都市圏への人口移動が生じた。本市においても大阪近郊の住宅適地として、1965年（昭和40年）前後から住宅需要が急激に増大し、主に西北部ゾーンにおいて宅地開発が進み、1971年（昭和46年）から1980年（昭和55年）の10年間には、毎年約8千人から1万4千人の人口増加が続いた。

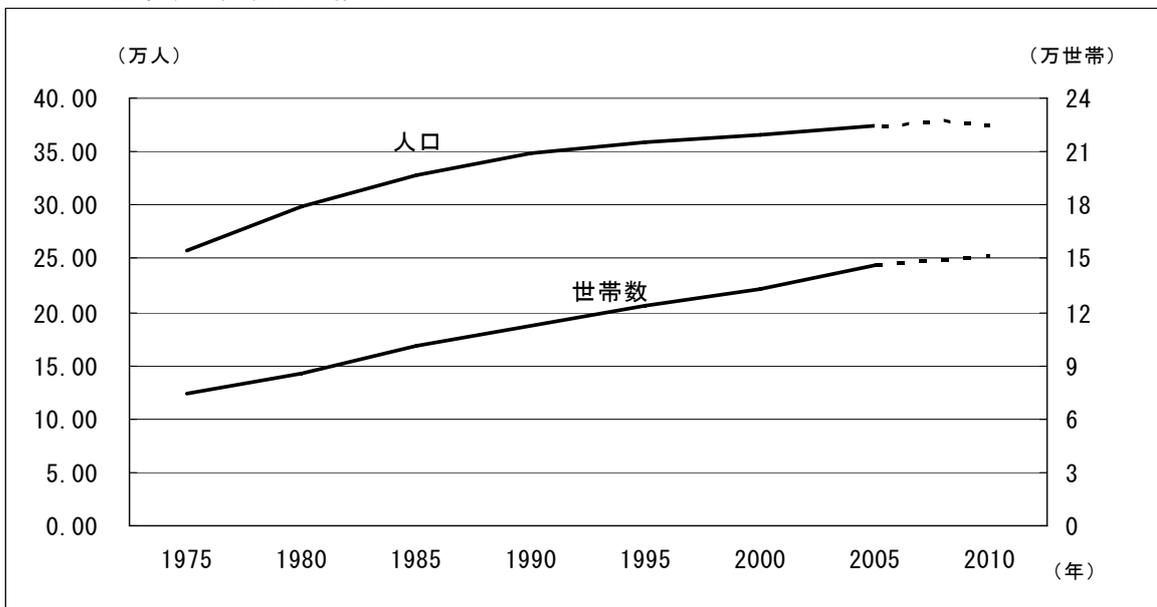
その結果、1981年（昭和56年）には30万人を超え、1991年（平成3年）には35万人となった。

その後、2005年（平成17年）4月1日には、旧月ヶ瀬村、旧都祁村との合併により、総人口は373,574人となった。

今後のわが国の人口は、若年層の減少や未婚率の上昇、晩婚化の進行等に伴う出生数減少により少子化が進み、2006年（平成18年）をピークに減少に転じると予想されている。

本市においては、近鉄けいはんな線の開通や、土地区画整理事業などの開発事業の要因を加味して、若干の人口増加は見込まれるものの、2008年（平成20年）の約37万5千人をピークに、減少傾向になるものと予想される。

人口・世帯数の実績及び推計



注) 2000年以前のデータは、旧奈良市の国勢調査の値。2005年は4月1日現在の住民基本台帳の値、2010年は推計値。

2. 年齢別人口

本市の年齢別人口は、少子・高齢社会の到来により、14歳以下の年少人口が徐々に減少する一方で、65歳以上の高齢者人口が増加しており、2000年（平成12年）には高齢者人口が年少人口を上回ることとなった。

2005年（平成17年）では、年少人口（14歳以下）13.6%、生産年齢人口（15歳から64歳）67.6%、高齢者人口（65歳以上）18.8%となっている。

年少人口は、子育てに関する支援施策を充実していくことなどにより、出生率の低下はやや改善されると考えられるが、構成比は2000年（平成12年）の14.4%から、2010年（平成22年）には12.7%へ低下すると予想される。

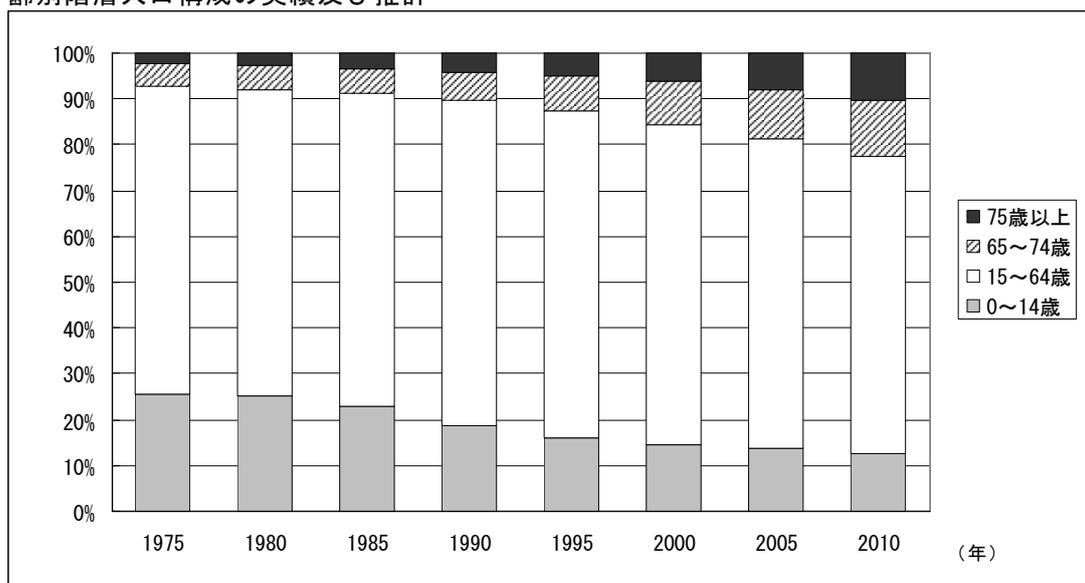
生産年齢人口は、今後も減少を続け、2010年（平成22年）には、2000年（平成12年）より約1万2千人減少し、構成比は70%から64.8%へ低下すると予想される。

高齢者人口は、平均寿命の伸びもあり、2000年（平成12年）には15.6%であった構成比が、2010年（平成22年）には22.5%まで上昇すると予想される。

少子・高齢化の急速な進展は、社会に様々な影響をもたらしはじめており、年金をはじめとする社会保障制度については、年金制度の支え手である若い世代の負担軽減と、高齢者の年金支給年齢の引き上げによる、生活維持のための収入確保の問題等が発生してきている。

また、2007年（平成19年）以降、「団塊の世代」が次々と60歳を迎えることもあり、これらに対応した施策の実施も検討する。

年齢別階層人口構成の実績及び推計



注) 2000年以前のデータは、旧奈良市の国勢調査の値。2005年は4月1日現在の住民基本台帳の値。2010年は推計値。

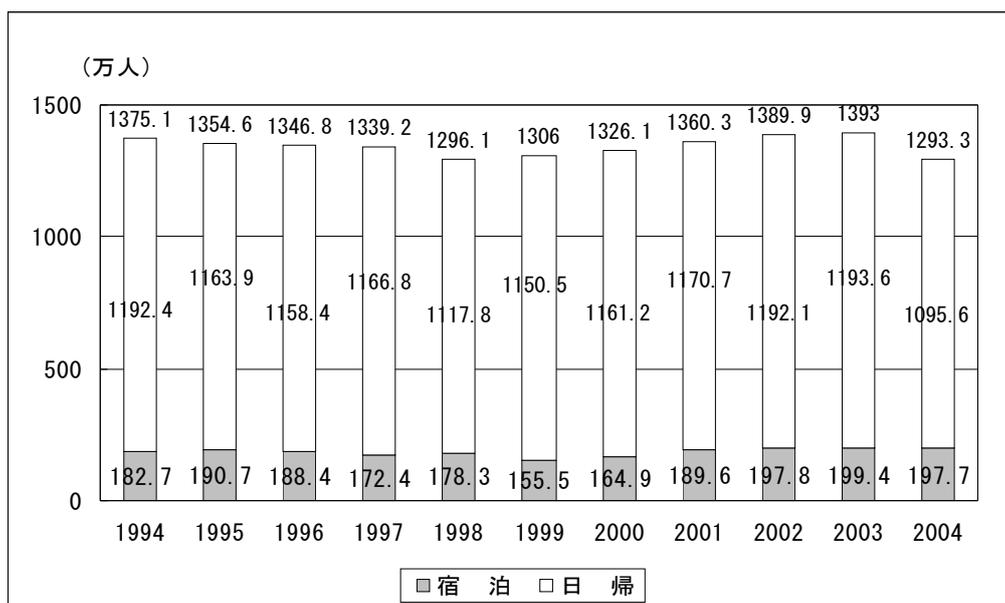
3. 交流人口（観光客数）

本市はこれまで、歴史的文化遺産と自然環境に恵まれた国際文化観光都市として、多くの人々を迎え入れてきた。

市外から本市を訪れる入込観光客数は、1998年（平成10年）に「古都奈良の文化財」がユネスコの世界遺産リストに登録されたこと、また1999年（平成11年）から始まった「なら燈花会」などのイベントの開催により、1999年（平成11年）から増加に転じ、2003年（平成15年）には年間1,393万人となった。しかし、2004年（平成16年）には、あやめ池遊園地が閉園したことなどの影響を受け、6年ぶりに減少に転じ、年間99万7千人減の1,293万3千人となった。

日帰客、宿泊客の内訳をみると、日帰客では、1999年（平成11年）から2003年（平成15年）までは増加していたが、2004年（平成16年）には前年より年間98万人減少し、1,095万6千人となった。

入込観光客数の推移



注) 旧奈良市の入込観光客数調査の値。

一方、宿泊客は、1994年（平成6年）から1998年（平成10年）には170万人以上で推移していたが、1999年（平成11年）には155万5千人に減少した。その後は微増傾向に転じたが、2004年（平成16年）には、前年から年間1万7千人減の197万7千人となった。

今後は、世界遺産のある国際文化観光都市として、歴史的文化遺産を核とした魅力あるまちづくりを進めることにより、奈良の魅力を「奈良ブランド」として国内外に向けて発信し、交流人口の拡大をめざし、奈良のまちの活性化を図る。

*交流人口

交流人口には多様な解釈があるが、本市では主に観光客数を指標とする。

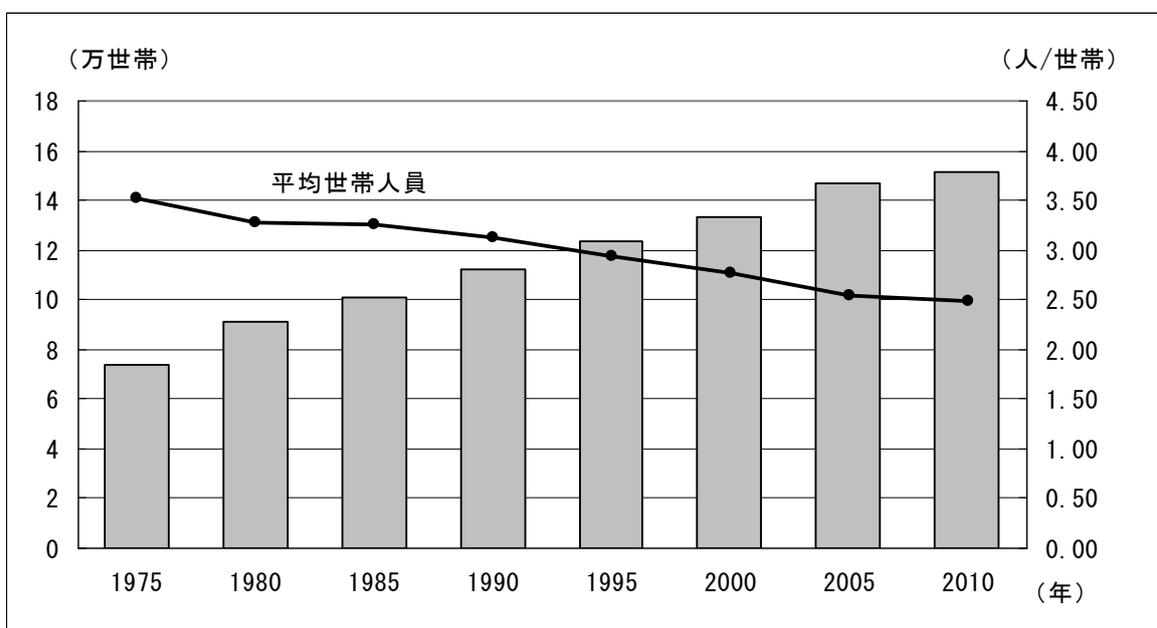
4. 世帯数

本市の世帯数は、2005年（平成17年）4月1日には、旧月ヶ瀬村、旧都祁村との合併により、世帯数は146,589世帯となっている。

市制施行当時の5,613世帯に比べ約26倍に達している。今後も、核家族化や世帯分離等が進み増加傾向となり、2010年（平成22年）には約15万1千世帯になると予想される。

また、1世帯あたりの人員は、単身世帯の増加や核家族化の進行等により、減少している。今後もこの傾向は続くものと考えられ、2005年（平成17年）の2.55人/世帯から、2010年（平成22年）には2.48人/世帯になると予想される。

世帯数と平均世帯人数の推移



注) 2000年以前のデータは、旧奈良市の国勢調査の値。2005年は4月1日現在の住民基本台帳の値、2010年は推計値。

5. 就業者数

本市の就業者数は、2000年（平成12年）の国勢調査において165,105人であった。

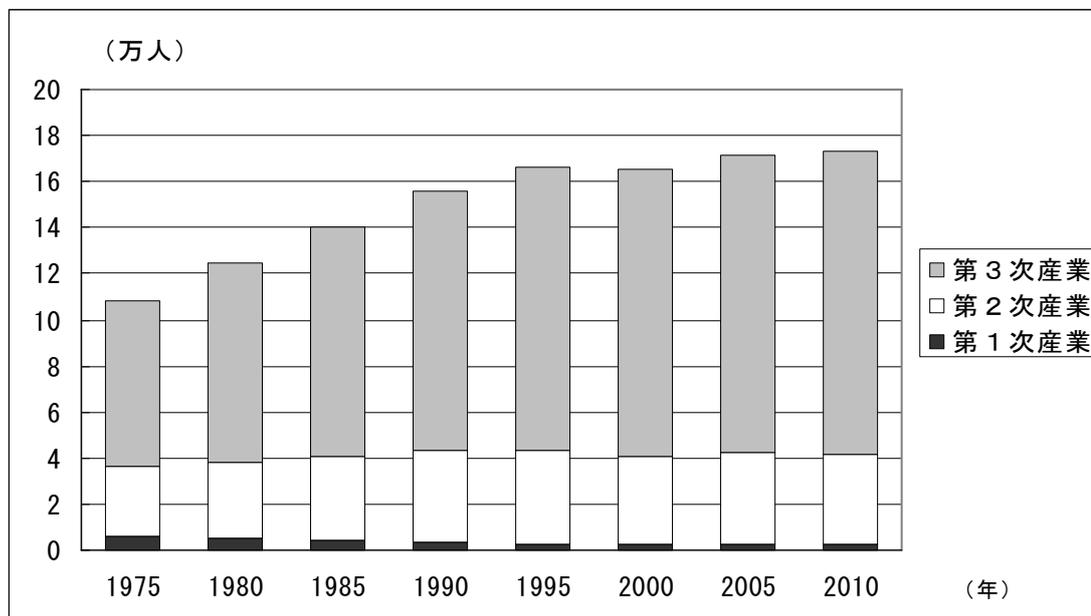
近年の産業別動向をみると、第1次産業の就業者数が減少し、第3次産業の就業者数が大きく増加している。2000年（平成12年）現在、就業者全体に占める第1次産業就業者の比率は1.4%、第2次産業就業者の比率は23.1%、第3次産業就業者の比率は75.5%となっている。

今後の本市の就業者数については、「団塊の世代」が、60歳を迎える2007年（平成19年）問題への対応や景気の先行き、さらには、男女共同参画社会の進展や高齢者の雇用機会の増大など、

雇用環境の変化に不透明さがあるものの、2010年（平成22年）には、172,800人と予想される。なお、長期的には、就業者数は人口減少に伴って減少に転じていくものと予想される。

構成比においては、第1次産業、第2次産業は減少し、情報、観光、レジャー及び福祉といったサービス部門を中心とした第3次産業が上昇する傾向が続き、2010年（平成22年）には、第1次産業就業者数1.6%、第2次産業就業者数22.3%、第3次産業就業者数76.1%となると予想される。

産業別就業者数の推移



第1次産業：農業、林業、漁業
 第2次産業：鉱業、建設業、製造業
 第3次産業：電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業、
 卸売業・小売業、飲食店、金融・保険業、不動産業、
 サービス業、公務、分類不能の産業

注) 2000年以前のデータは、旧奈良市の国勢調査の値。2005年、2010年は推計値。

第4章 土地利用の方向

1. 土地利用の基本方針

(1) 自然環境、歴史的環境の保全と活用

本市は、大和青垣国定公園、室生赤目青山国定公園、奈良公園、矢田自然公園、月ヶ瀬神野山自然公園など、緑の環境に恵まれた都市であり、世界遺産に登録された東大寺などの社寺をはじめとする歴史的景観の多くは、自然と一体となって形成されている。

豊かな自然環境は、奈良の大きな魅力であり、奈良の歴史的・自然的景観の基礎となっている。この歴史とともに育まれてきた緑の自然を、かけがえない財産として守り、育て、次代に継承していかなくてはならない。

優れた自然環境を有する地域では、水資源のかん養や豊かな緑の保全に努めるとともに、スポーツ・レクリエーション、文化的活動の場として活用し、歴史、文化、自然が共生した環境を形成していく。

また、平城京の時代から受け継がれてきた歴史的文化遺産は、今も生活のなかに生きている。この奈良の歴史文化都市としての特質を活かして、市民はもちろん、奈良を訪れる多くの人々が、奈良の歴史、文化のなかでくつろぎ、やすらげるような環境づくりを進める。そして、奈良の歴史、文化を背景に、新しい文化の創造をめざす。

(2) 住環境の保全と整備

本市は、大阪近郊の良好な住宅地として発展してきた。今後は、新たな住宅地を開発するだけでなく、これまでに形成されてきた市街地を再整備していく段階に入っている。開発や再整備を行うにあたっては、それぞれの地域の特性にふさわしい土地利用を行う必要がある。

本市は、緑豊かな自然に恵まれており、古代から続く歴史的文化遺産が数多く存在している。景観と自然環境の保全を基本とし、歴史的環境に調和した土地利用を促進する。

市民生活における利便性の向上のためには、住環境や道路、公園、上・下水道、河川などの都市基盤整備を進め、交通網の整備、充実を図らなければならない。また、福祉、保健などの公共施設の整備を進め、うるおいのある生活環境づくりを進める。

安全・安心で快適な住環境を整備するため、防災対策や災害時の避難場所となるオープンスペースの充実を図るとともに、防犯対策についても充実を図る。そして、だれもが快適に生活できるように、ユニバーサルデザインの考え方にもとづいたまちづくりを進める。

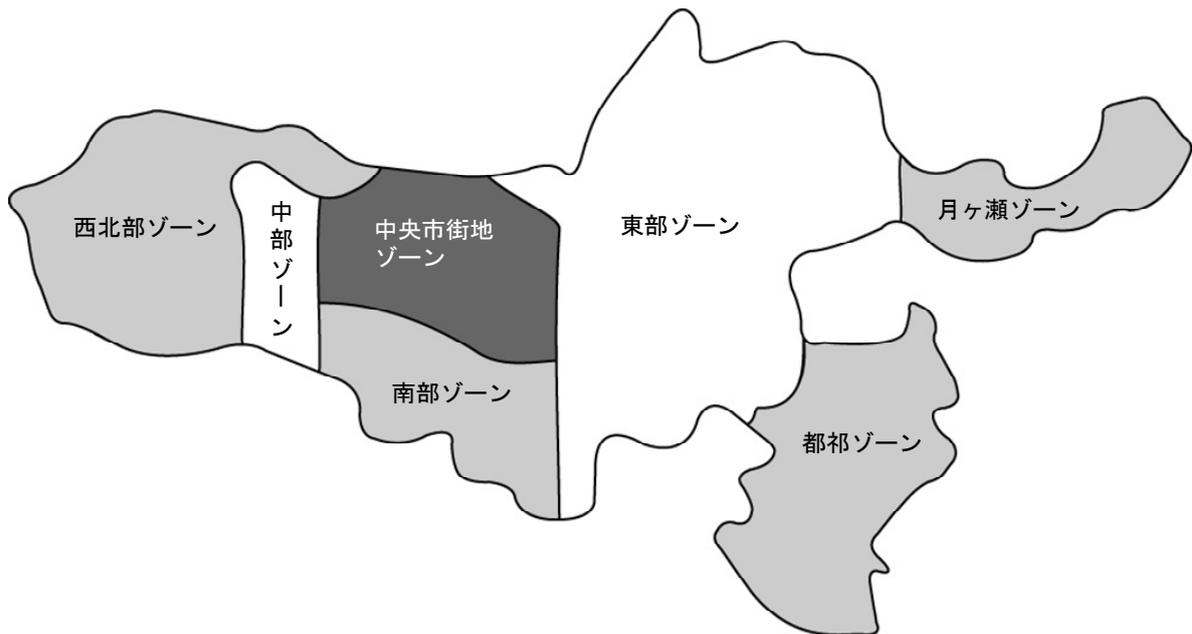
それぞれの地域の特性を活かし、住宅地としての住環境の保全と整備を図るとともに、自然環境、歴史的環境と調和した住環境を整備することで、個性ある生活文化の形成をめざす。

2. 地域別土地利用

地域別の土地利用の方向づけにあたっては、市域の一体性に配慮するとともに、各地域における多様な特性を活用していかなければならない。このためには、各地域の機能分担と連携を進

めていく必要がある。

以下に、東部、中央市街地、南部、中部、西北部、月ヶ瀬、都祁の7つのゾーン区分ごとに、土地利用の方向性を示す。



(1) 東部ゾーン

森林地域と農業地域が大部分を占め、豊かな自然と歴史に育まれたこのゾーンでは、水資源のかん養や豊かな緑の保全に努め、その特性を損なうことなく地域社会の生活環境の基盤整備を進める。

特にこのゾーンでは、人口の減少・高齢化が進み、良好な自然環境を守り育て、活用する担い手が少なくなっていくことが予想されるため、後継者を育成し、将来にわたって地域に住み続けられるように、総合的な地域生活圏の確立を図る必要がある。

そのためには、農林業の振興に向けた、個性ある地域農業の振興や担い手の育成と経営基盤の強化、並びに森林整備事業など農林業の生産基盤を推進する。

また、生活環境や利便性の向上のため、市街地への交通環境の整備を推進する。

既存集落の活性化を図るために、「都市計画法」及び「奈良市開発許可の基準に関する条例」を活用し、地域の実情に即した土地利用計画にもとづき、新しい居住空間を創造する。

また、市民憩いの森をはじめとする

都市施設の整備を検討し、多くの人々が緑豊かな自然とふれあいをもつなかで、その保全と活用につなげる。

(2) 中央市街地ゾーン

世界遺産に登録された東大寺をはじめとする歴史的文化遺産が数多く存在するとともに、行政機関や各種の文化施設、商業地が形成されるなど、歴史文化都市にふさわしい機能が集積し、奈良らしい景観を形成しているこのゾーンでは、今後ともこの特性を発展させながら、歴史的環境に調和した土地利用を実現していくことが重要である。

そのため、「奈良市都市景観条例」などの法的措置を適用し、景観、自然環境の保全に努めることを基本としながら、国際文化観光都市・奈良を、世界に向けて発信するような新しい都市機能の整備を積極的に進める。

また、拠点的地域については、全体の土地利用との整合性を図りながら、それぞれ良好な土地利用の実現に向けた取り組みを行う。

「奈良町都市景観形成地区」においては、伝統的町並みの保全整備、住環境の整備とあわせて、新しい文化の創造、観光振興と地域産業の活性化を基本とした整備を推進する。また、奈良町都市景観形成地区周辺や、それ以外の地区に存在する伝統的町並みについても、都市景観形成地区としての指定を調査・検討する。

J R奈良駅や近鉄奈良駅周辺では、本市の玄関口としてふさわしい、魅力のある整備を進める。J R奈良駅周辺

については、都市基盤整備をさらに進め、地域の一体化と駅周辺の交通改善のため、J R奈良駅付近連続立体交差事業を推進する。また、近鉄奈良駅周辺においても、商業、サービス、情報機能の充実を図り、公共施設の整備など地域特性にふさわしい土地利用の再整備を検討する。

安全で快適な交通体系を形成するため、道路体系の整備、歩行者優先の快適な道路環境整備、パークアンドバスライド・サイクルライドの充実、駐車場整備の充実を図る。

(3) 南部ゾーン

歴史的な自然環境に富み、住宅地、農地、工業用地等で構成されるこのゾーンでは、用途の無秩序な混在を規制し、計画的な土地利用を図る必要がある。都市近郊農業の振興のため、市街化調整区域内の農地を保全し、周辺集落の生活環境の整備、優れた集落景観の保全と活用を図る。

市内唯一の工業地域については、工業地としての環境の維持発展を図るとともに、用途が混在しないように配慮しながら、周辺環境整備を進め、地域住民の生活環境の向上を図る。

大和青垣国定公園や山の辺のみちなど、豊富な自然資源や歴史資源の活用による、観光・レクリエーション機能の充実をめざす。

(4) 中部ゾーン

世界遺産に登録された薬師寺、唐招提寺、平城宮跡をはじめとする歴史的

文化遺産や、自然環境に恵まれたこのゾーンでは、今後とも、「都市計画法」に規定する「風致地区」や「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」に規定する「歴史的風土保存区域」「歴史的風土特別保存地区」等の法的措置を遵守し、これら景観・自然環境を保存していくことを基本とする。

平城宮跡とその周辺地区は、関西文化学術研究都市の「平城宮跡地区」に指定されており、関連する公共・公益施設の立地の検討や特別史跡平城宮跡保存整備、及び朱雀大路復原整備を進める。また、朱雀門や東院庭園が復原され、第一次大極殿正殿の復原計画が進むなか、2010年（平成22年）に開催される平城遷都1300年記念事業の象徴会場となる。このことから、広大な平城宮跡を、市民や奈良を訪れる多くの人々が憩う場として活用するため、「平城遺跡博物館構想」の早期実現を国に要望していく。

(5) 西北部ゾーン

大阪近郊の良好な住宅地として、急速に都市化し、新しい住宅地として発展してきたこのゾーンでは、高齢化が進む一方で、その第2世代が地域の中核を担う時期にいたっている。

今後は、成熟した郊外住宅地として、生活基盤の再整備が必要となっている。道路、下水道等の都市施設や公共交通網の整備・充実、居住環境の整備とともに、地域住民の要望の多様化・高度化に応じた、様々な分野における市民活動を支える拠点、文化、福祉、スポ

ーツ、保健などの公共施設の充実を図る。

近鉄西大寺駅北地区においては、駅周辺の交通渋滞の緩和と防災上の観点から、道路等の都市基盤整備を検討し、南地区については土地区画整理事業を推進し、駅前広場や街路を整備する。その他の鉄道駅周辺においても、商業、交通などの拠点だけではなく、市民交流の場の形成に向けた都市基盤整備を検討する。

また、近鉄けいはんな線が、2006年（平成18年）3月に開通した。このことにより、近鉄学研奈良登美ヶ丘駅を中心に広域的都市機能をもつ、良好な市街地形成を図る。今後は、近鉄高の原駅への延伸を関係機関に働きかけ、さらなる利便性の向上をめざす。

さらに、このゾーンの一部である平城ニュータウンは、関西文化学術研究都市の「平城・相楽地区」に位置し、ならやま研究パークについては、研究・研修施設の誘致を図る。また、文化活動の拠点として北部会館を整備した。

(6) 月ヶ瀬ゾーン

名勝「月瀬梅林」を中心とした美しい景観とともに発展してきたこのゾーンでは、梅や茶などの特産物、温泉を活かした交流などの地域資源が形成されている。

特にこのゾーンの特産品である茶、梅、しいたけ等の高付加価値化を推進し、流通の拡大を図る。これらの農産物の育成に資するような基盤整備を進

め、農業を核とした活力ある土地利用を推進する。

また、京阪神地域からも多くの来訪者を集めている名勝「月瀬梅林」に加え、1998年（平成10年）に開館した梅の郷月ヶ瀬温泉は、このゾーンにおける新たな集客の核となっている。地理的にも近い三重県伊賀市との交流や、名阪国道を通じた名古屋圏との交流の入り口にあたるため、これらの地域資源と交通上の立地特性を活かしながら、市内外との交流を推進する。

(7) 都祁ゾーン

名阪国道により京阪神及び名古屋の大都市圏、関西国際空港に直結しているこのゾーンでは、恵まれた交通条件を背景に、製造業等の企業立地が進んでおり、近年では、インターチェンジ周辺を中心にさらに工業団地の整備が予定されるなど、高い開発ポテンシャルを持っている。

こうした開発適地の存在は、貴重なものであり、産業の高度化・ソフト化に対応した先端技術型企业、企業の研究・開発部門、情報・物流部門の立地を促進する。

また、ゾーン内には、名阪国道の3つのインターチェンジが位置し、南北には国道369号が縦貫しており、広域交通の要衝となっている。

このような交通上の利便性を活かし、多機能型サービスエリアとして、地域情報の発信、温泉などの各種の交流機能を備えた道の駅「針テラス」を核とする、人・物・情報が交流する拠点づ

くりを推進する。

さらに、冷涼な気候と都市近郊の立地条件や、大和高原国営農用地開発事業による農業生産基盤の整備によって、農業が発展してきており、近年では、広域交通へのアクセスの良さを活かし、ゾーン内で生産から、加工・流通・販売までを行う取り組みが進んでいる。こうした取り組みをふまえ、農業の物流基盤としての農道の整備、若い担い手農業者の育成、農業経営体の組織化による効率的な営農体制の確立を進め、農産物の生産・加工・流通・販売を一体化した新産業の核としての整備を推進する。

また、効率的、機能的な行政運営の促進と地域住民の利便性の向上及び市民サービス機能拡大のため、都祁行政センターの建設を推進する。

第5章 基本計画の遂行にあたって

1. 市民参加の推進

本市は、全ての施策において、市民一人ひとりを個人として尊重することを基本理念におき、それを実現するための手段として市民参加を積極的に推進する。

これまでの行政施策の実現は、主として国主導で行われてきた。しかしながら、近年の地方分権の進展にともない、地方公共団体の自己決定権が広範囲で認められるようになった反面、自己責任も拡大することになった。

自己決定権の拡大により、市民に対する地方自治体の「説明責任」が強く要求されるとともに、自己責任の増大により、主権者たる市民の「思い」を行政に反映させるため、「市民参加」の機会を拡充する必要がある。

本市は、市民一人ひとりの信託を受けていることを十分に認識し、市民の「思い」を最大限に尊重し、「福祉の増進」を実現する。

この目的を達成するために、情報公開制度を充実させ、市民が求める行政施策を積極的に公開する。

また、広く市民ニーズの把握に努め、市民の理解を得ながら施策を実現させる。

具体的には、市民とのコミュニケーションを拡大していくうえで、市民の誰もが等しく情報ネットワークを活用できるよう、ネットワークインフラの整備等を行う。同時に、プライバシー保護の観点から、重要な人権に関わる個人情報保護対策の強化を図っていく

ことにも、特段の配慮を行う。

近年、福祉・教育・環境・まちづくりなど、様々な分野において、NPOやボランティアによる活動が活発になり、自治会活動等を通じた市民のまちづくりへの参加意識も高まっており、この市民意識の高揚を市政運営に反映させる。また、2007年（平成19年）以降に60歳を迎える「団塊の世代」の豊富な経験や知識、能力を地域社会において、有効に活用することも期待されている。

このような背景のもとに、本市においては、市民や自治会、その他関係団体からまちづくりに関する企画提案を受け入れる「市民企画事業」や、各分野の施策について提言を受ける「市民アドバイザー制度」などの実施により、市民参加の推進を図る。

このように、市民とのコミュニケーションを大切にし、市民と行政とのパートナーシップを築くため、より多くの市民が参加できる多様な機会づくりを進める。

2. 効率的な行財政運営の推進

行政需要が多様化していく一方、依然厳しい財政状況が続くなか、「福祉の増進」に配慮しつつ、効率的かつ効果的な行財政運営を最優先に進め、速やかに財政再建を実現しなければならない。

本市においても、過去に「奈良市行政改革大綱」に基づき効率的な行政運営をめざし鋭意努力をし、一定の成果を挙げ

てきたところであるが、いまだ財政の健全化に至っていないのが現状である。

今後は、「奈良市行財政改革大綱」による、更なる行財政改革を推進し、市民満足度が高く、わかりやすく透明性の高い行政を実現していく。

具体的には、財源を投入する対象や目的を明確にし、費用対効果の検証やコスト管理等にもとづく事務事業の見直しを積極的に行い、行財政改革をより一層徹底し、限られた財源や人材をより効果的に活用する。

また、民間の資金や経営ノウハウを活用するPFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）方式の検討など、行政コストの縮減を図りながらも、より質の高い公共サービスの提供に努める。

歳出面においては、とりわけ行政評価制度により、「計画→実施→評価→改善」のマネジメント・サイクルを定着させ、効率的な行政経営システムを確立し、施策や事業の選択、重点化を図り、行政コストの縮減と合理化を図る。

歳入面においては、市民一人ひとりの理解を得て、納税意識の高揚を図るとともに、観光産業をはじめとした様々な産業振興により、自主財源の確保に努める。

また、国・県の補助制度を積極的かつ有効に活用し、過剰な後年度負担をとまなわない地方債計画の運用や税源移譲についても、積極的に主張していく。そして、「中期財政5ヵ年計画」にもとづき、財政の健全化を最優先に推進する。

3. 関係機関との連携の推進

本市は、2005年（平成17年）4月に旧月ヶ瀬村と旧都祁村との合併を行い、より広域的な行政を推進している。

また、奈良県北部に位置する近接の大和郡山市、天理市、生駒市とは北和都市連合協議会を結成し、共通する行政課題について調査・研究等の活動を行っている。

さらに、関西文化学術研究都市の国家的プロジェクト構想が進展するなかで、将来的には、府県を越えた広域行政連合の実現や、さらには道州制の導入をも視野に入れた近畿圏という枠組みの中で、本市の役割や位置づけを考慮していかなければならない。

今後とも、広域的視野のもと、近隣市町村や関係機関との幅広い交流、連携を推進する。